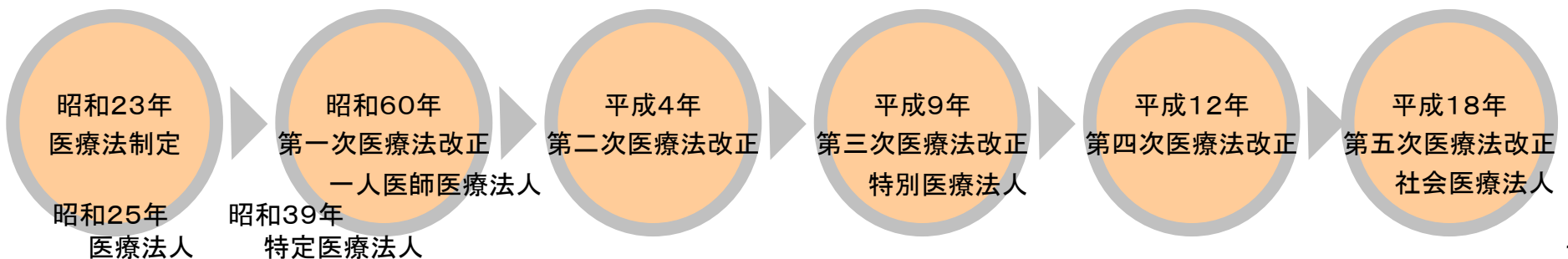
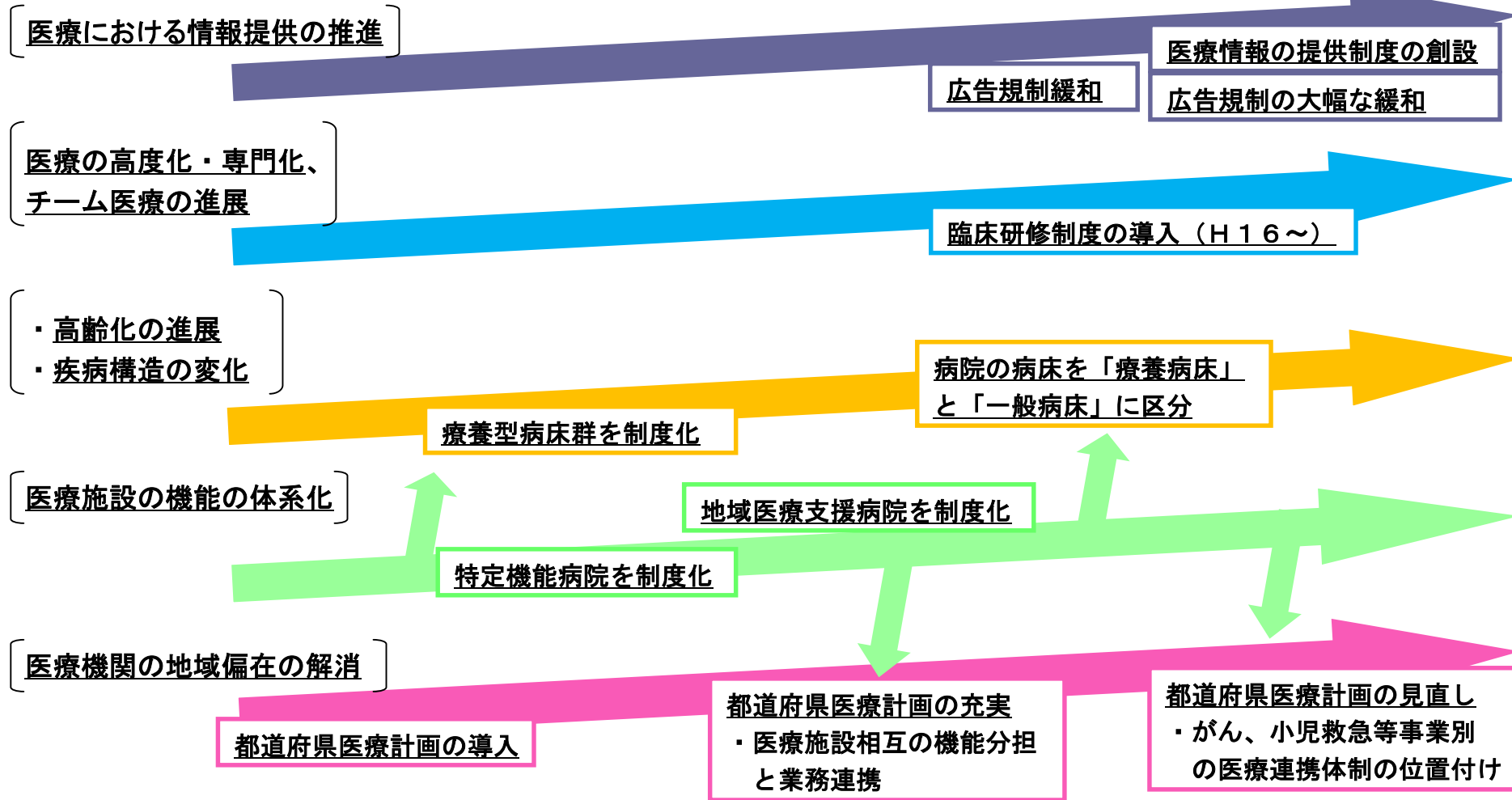


医療法人制度改革について

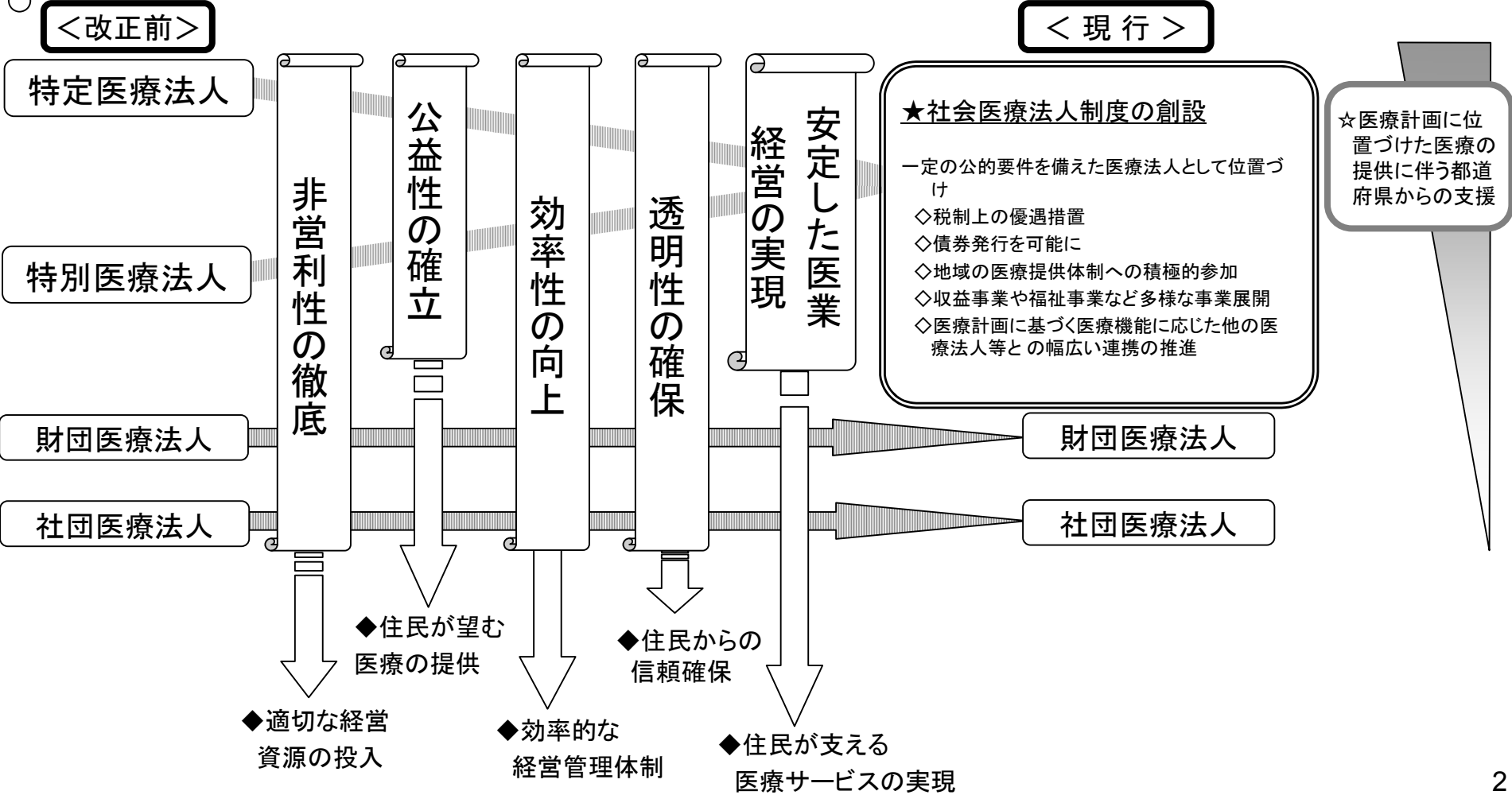
平成21年11月
厚生労働省
医政局指導課

医療法関連施策の変遷（概念図）



医療法人制度改革（平成18年）

- ～基本的考え方～
- ◎ 非営利性の徹底を通じた医療法人に関する国民の信頼の確立。
 - ◎ 「官から民への流れ」、「官民のイコールフットイング」をふまえ、従来公立病院等が担っていた医療を民間の医療法人が積極的に担うよう推進。
 - ◎ 効率的で透明性のある医業経営の実現による地域医療の安定的な提供。



非営利性の徹底

公益性の確立

効率性の向上

透明性の確保

経営の実現

安定した医業

◆適切な経営資源の投入

◆住民が望む医療の提供

◆効率的な経営管理体制

◆住民からの信頼確保

◆住民が支える医療サービスの実現

解散時の残余財産の帰属先の制限

(医療法第44条第5項関係)

残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。

『①国、②地方公共団体、③公的医療機関の開設者、④財団又は持分の定めのない社団の医療法人、⑤都道府県医師会又は郡市区医師会』のうちから選定

《従前の取扱い》

定款、寄附行為の定めるところにより、その帰属する者に帰属

【問題点】

出資者の残余財産分配請求権

- ◇ 営利法人と同様な取扱いとの指摘
- ◇ 国民皆保険で支える資源が医療に使われない。

非営利性の徹底

- ◆ 残余財産の帰属先について、出資者を除外し、国・地公体等に限定
- ◆ 新設医療法人は、持分なし医療法人又は財団の医療法人のみ

経過措置

- ◆ 既存の持分あり医療法人は、「当分の間」存続(持分なし医療法人へは、自主的な移行とするが、移行後は後戻り禁止)

「医療法人制度改革の考え方」(抜粋) ①

平成17年7月22日 医業経営の非営利性等に関する検討会

はじめに

(略)

我が国の医療法人制度について見てみると、昭和25年に民間非営利部門として位置づけるための制度が医療法上に創設され、国民皆保険制度の下で、医療法人の開設する医療機関の整備が推進されてきたところである。

一方で、市町村合併の推進や地方財政の改善に向けた取組の中で、自治体立病院をはじめとした公的医療機関がこれまで果たしてきた役割の見直しが進んでおり、これまで自治体立病院が中心として担ってきた地域の救命救急医療やへき地医療など地域社会にとってなくてはならない医療サービスの提供についても、これまで以上に民間非営利部門である医療法人に期待される役割は極めて大きい。

こうしたことを踏まえ、医療法人制度の健全な発展、地域社会からの信頼を高める医療法人制度の確立等を通じ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、株主が求める高い収益率を追求するなど採算性が厳しく求められる民間営利部門では対応できない医療サービス提供の中心的な担い手として医療法人の役割が改めて見直される必要がある。

そのほか、医療法人制度に関しては、制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され、営利性が否定された法人制度であるが、医療法人の実態として、いわゆる「持ち分」があると誤って判断されてきたことを原因として医療法人の永続性・継続性が確保できないといった問題が生じており、これについても地域の医療提供体制を確保する観点から検討する必要がある。

(略)

Ⅱ. 医療法人制度をめぐる考え方の整理

1. 「営利を目的としない」法人の考え方について

(略)

① 「営利を目的としない」という考え方の整理

平成16年11月に公表された「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」では、社団形態の非営利法人の社員における権利・義務の内容について、ア)出資義務を負わない、イ)利益(剰余金)分配請求権を有しない、ウ)残余財産分配請求権を有しない、エ)法人財産に対する持分を有しないこととし、営利法人との区別を明確にしている。

また、大審院判例(大判昭元12.27民集5.906)においても、営利法人の定義として「営利ヲ目的トスル社団法人ナレハトテ必スシモ年々所謂利益配当ヲ為スコトヲ要セス苟クモ法人ニ於テ収益ヲ為シ因テ以テ解散ノ際社員ニ分配スヘキ残余財産ヲ増殖スルニ妨ケナキ契約ナルニ於イテハ営利法人タル会社ノ本質ト相容レサルモノト謂フヘカラス」と判示し、毎年利益配当しない場合であっても解散時にまとめて社員に残余財産ということにして分配することを契約しているならば、法人形態として営利法人と違いがないとしている。

「医療法人制度改革の考え方」(抜粋) ②

現行の医療法も大審院判例に沿って、第54条において「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」と規定し、第56条において「解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する」「社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する」「財団たる医療法人の財産で、第1項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる」「前2項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する」と規定し、医療法人が「営利を目的としない」ことは法律上担保されているところである。

一方で、昭和32年12月総第43号茨城県衛生部長宛厚生省医務局総務課長回答では、精神病院の運営を行っている医療法人の社員の1人が退社することになり、その際出資した土地の返還を要求している事案に対し、「退社社員に対する持分の払戻は、退社当時当該医療法人が有する財産の総額を基準として、当該社員の出資額に必ずしも差し支えないものと解する」と通知し、これによって、実質的に退社社員に対し退社時の医療法人の有する財産の総額を基準として、社員の出資額に応じた払戻しが認められることとなった。土地の現物出資という事案について、土地そのものについての払戻しを認めることは継続的な医業経営に支障が生じることから、これに関する当時の対応として土地の価額を現金に換算して払い戻すことはやむを得ないものとする。しかし、この価額はあくまでも出資当時の土地の価額を基準として行うべきものであって、退社時の医療法人の有する財産の総額を基準とするに至っては、配当禁止に抵触するのではないかとの疑念が残る。

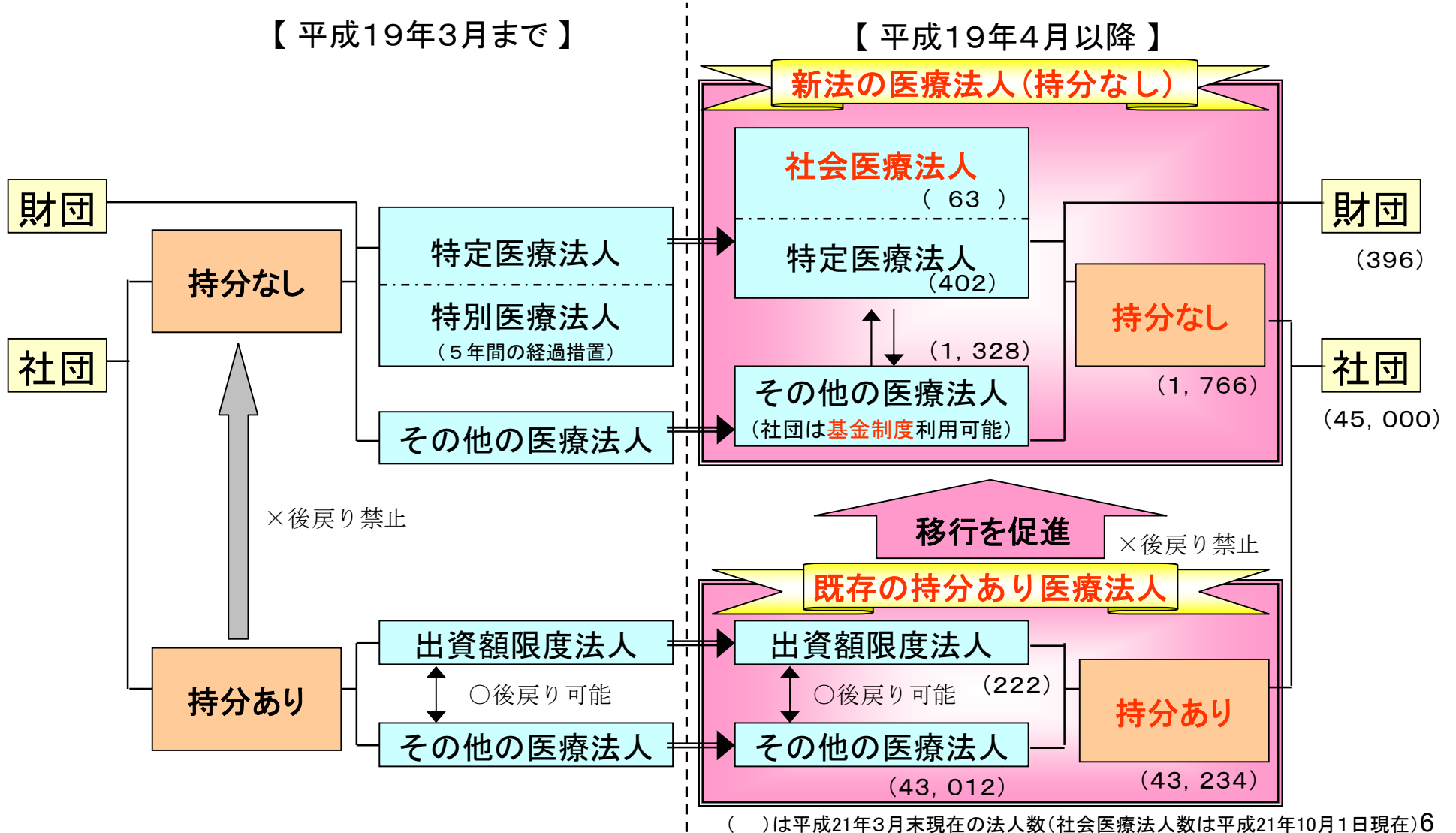
「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」にもあるとおり、「営利を目的としない」とは、社団医療法人の社員における権利・義務の内容について、ア) 出資義務を負わない、イ) 利益(剰余金)分配請求権を有しない、ウ) 残余財産分配請求権を有しない、エ) 法人財産に対する持分を有しないことと整理すべきものである。これは、昭和25年の医療法人制度創設時に立ち返り、今一度「営利を目的としない」との考え方を再確認するものであり、厚生労働省においては、医療法にある医療法人は「営利を目的としない」民間非営利法人であるという理念に基づいた規定であることを踏まえ、上記回答(通知)の廃止も含め、このような疑念が今後起こらないよう対応すべきである。なお、上記の取扱いを見直す際には、長年の経過の蓄積という実情を踏まえた上で行うべきであり、都道府県や医療関係団体に周知するなど、その実態に応じた適切な対応をとるべきである。

○「医業経営の非営利性等に関する検討会」委員名簿

石井孝宜公認会計士、木村光雄日本医業経営コンサルタント協会理事、品川芳宣早稲田大学大学院会計研究科教授、武田隆男日本病院会副会長、(座長)田中滋慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授、豊田堯日本医療法人協会会長、西澤寛俊全日本病院協会副会長、松原由美明治安田生活福祉研究所主任研究員、真野俊樹多摩大学大学院客員教授、三上裕司日本医師会常任理事、山崎學日本精神科病院協会副会長(五十音順、敬称略)

平成18年改正医療法による医療法人制度改革の概要

- 平成19年4月以降設立できる医療法人は、**新法の医療法人(持分なし)**のみ
- 既存の持分あり医療法人は、「**当分の間**」存続可能



()は平成21年3月末現在の法人数(社会医療法人数は平成21年10月1日現在)6

平成20年度税制改正【医療法人関係のポイント】

出資持分なし

社会医療法人

○ 特定医療法人の要件に加え、救急医療等確保事業の実績等により都道府県が認定

- ・ 救急医療
- ・ 災害時における医療
- ・ へき地の医療
- ・ 周産期医療
- ・ 小児医療（小児救急医療を含む）

特定医療法人

（法人税率22%適用）

- ・ 同族役員の制限
- ・ 社会保険診療に係る収入が全収入の8割超等

その他の医療法人

（社団は基金制度利用可能）

出資持分あり

移行を促進

※ 出資持分の定めのある医療法人は、改正医療法の附則第10条による経過措置適用の医療法人として、当分の間存続。
（平成19年4月1日以降は設立不可）

(1) 社会医療法人に係る非課税措置等の創設

- 医療保健業のうち本来業務に係る法人税を非課税
- 附帯業務及び収益業務に軽減税率（22%）を適用
- 付帯業務及び収益業務の収益の医業への繰入をみなし寄附金として損金算入（50%上限）

本来業務（非課税）	附帯業務（22%）	収益業務（22%）
-----------	-----------	-----------

(みなし寄附金)

(2) 改正医療法に基づく新たな医療法人への円滑な移行のための税制上の所要の措置

- 出資持分の放棄に係る贈与税課税の判定基準を見直し

出資者がその持分のうち利益剰余金を放棄するに際し、出資者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少すると認められる場合には、医療法人に贈与税課税が発生（相続税法第66条第4項）

→ 出資持分の定めのない医療法人への移行を促進するため、この場合の非課税の判定基準を見直す。

相続税法第66条第4項の「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないもの」の基準

◎本基準に該当する場合には、贈与税は原則非課税。(該当しない場合には、個別判断により課税・非課税を決定)

○相続税法施行令第33条第3項の基準

- ① その運営組織が適正であるとともに、寄附行為・定款において、役員等のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下とする旨の定めがあること
- ② 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ③ 寄附行為・定款において、残余財産が国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないもの)に帰属する旨の定めがあること
(注)持分の定めのない医療法人(基金制度を利用する医療法人を含む。)が該当
- ④ 法令に違反する事実、帳簿書類の偽装等の事実その他公益に反する事実がないこと

○医療法人に関する「その運営組織が適正である」かどうかの判定基準

改正前の基準(←特定医療法人を想定)	新基準を追加(平成20年7月国税庁通達)
・社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上	・社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上 ※ 改正前の「社会保険診療等」に介護保険及び助産に係る収入金額を追加
・自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	・自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
・医業収入が医業費用の150%以内	・医業収入が医業費用の150%以内
・役員に対する報酬等が一人当たり3,600万円以下	・役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
・40床以上又は救急告示病院(病院の場合) ・15床以上及び救急告示診療所(診療所の場合)	・病院又は診療所の名称が4疾病5事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 ※「4疾病5事業」とは、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、都道府県知事が特に必要と認める医療
・差額ベッドが全病床数の30%以下	(なし)

※ このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

2. 事業承継税制の完成 (相続税・贈与税)

- 非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を中小企業全般に拡大。
- 新制度は、平成20年10月1日以後の相続に遡って適用。
- 平成21年度税制改正において、「猶予税額が免除される一定の場合」を具体化。また、親族に対する生前贈与の場合について贈与税の納税猶予制度を創設。

(従来) 自社株式に係る10%減額措置

主な要件

<対象会社要件>

発行済株式総額 20億円未満 の会社

<軽減対象の上限>

相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3
又は評価額10億円までの部分のいずれか
低い額

軽減割合を80%
に大幅拡充

平成21年度税制
改正により創設

(改正後) 自社株式に係る80%納税猶予

主な要件

○対象会社は中小企業基本法上の中小企業

※株式総額要件は撤廃

○軽減対象となる株式の限度額は撤廃

※但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り。

(参考)事業承継税制と経営承継円滑化法との関係について

- 経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式が事業承継税制の適用対象。
- 平成20年7月30日の党税調において「平成20年度与党税制改正大綱」を踏まえて、下記のとおり**事業承継税制の適用要件のベース(黄色部分)**を経営承継円滑化法の省令に定めることを報告し、9月5日に省令を公布。
- 平成21年度改正では、**猶予税額が免除される「一定の場合」**等について具体化(白色部分)。

【計画的な承継に係る取組】

○計画的な承継に係る取組(後継者の確定、株式の計画的承継等)に関する経済産業大臣の確認。

以下の場合には大臣確認は不要

- ①施行直後(平成20年10月1日から平成22年3月31日)
- ②被相続人が60歳未満の場合
- ③相続人が公正証書遺言により取得する株式を合わせると、発行済議決権株式の過半数を有する場合

【相続人の要件】

- 会社の代表者であること。
- 被相続人の親族であること。
- 相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合。(1つの会社で適用される者は1人)

【被相続人の要件】

- 会社の代表者であったこと。
- 被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合。

被相続人

株式の相続

相続人
(後継者)

【事業継続要件】

- 5年間の事業継続。具体的には、
 - ・代表者であること。
 - ・雇用の8割以上を維持。
- 厚生年金保険及び健康保険加入者をベース
(「パート」等の非正規社員は除く。)
- ・相続した対象株式の継続保有。

組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続

5年間

【認定対象会社の要件】

- 中小企業基本法の中小企業であること。(特例有限会社、持分会社も対象。)
 - 非上場会社であること。
 - 資産管理会社に該当しないこと。等
- 「有価証券、不動産、現預金等の合計額が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」(事業実態のある会社は除く。)等

会社

認定

経済産業大臣

【認定基準】
被相続人、相続人及び会社に係る要件等に該当しているか否か。

事業継続の
チェック

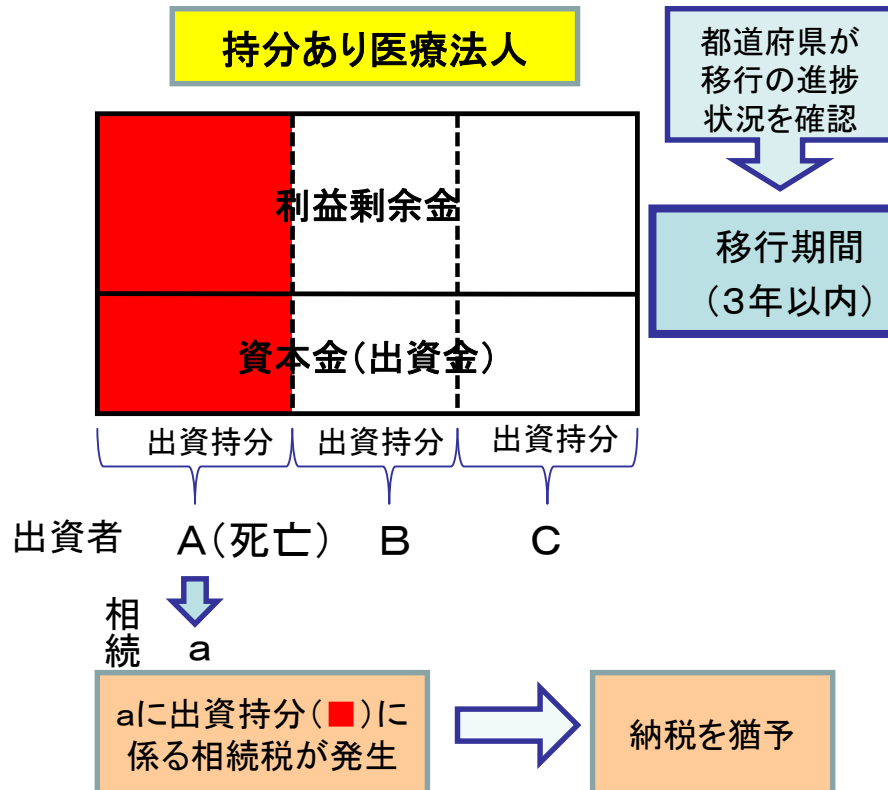
- 死亡の時まで対象株式を保有し続けた場合など「一定の場合」に猶予税額の納付を免除。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
平成22年度税制改正要望事項(厚生労働省)

- 持分のある医療法人において、出資者の死亡に伴う相続税のために、相続人が出資持分の払戻しを請求する等により、医業の継続に支障を来すことのないよう、持分のある医療法人のうち、持分のない医療法人への移行を検討するものについて、以下の特例措置を創設する。
- ① 出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税の納税を3年間猶予するとともに、3年以内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合に、猶予税額を免除する。
 - ② 相続人や出資者が出資払込額の払戻しを受けた場合等に残存出資者に発生するみなし贈与の課税を3年間猶予するとともに、3年以内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合に、猶予税額を免除する。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置(イメージ①)

持分あり医療法人の出資者(A、B、C)のうちAが死亡し、Aの出資持分をaが相続した場合



1 移行期間内に持分なし医療法人へ移行した場合

持分なし医療法人 (相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件を満たすもの)

猶予税額を免除

※ただし、次に掲げる場合は、aは、それぞれに定める額の猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付

- ① aが出資持分の払戻しを受け、当該払戻し相当額を基金として拠出する場合(基金拠出型医療法人へ移行する場合) 当該払戻し相当額に対応する猶予税額及び利子税
- ② a、B、Cが出資持分の払戻しを受け、又は譲渡を行った場合(①の場合を除く。) 猶予税額及び利子税

- ・医療法人が、持分なし医療法人となる定款変更(社員総会の決議、都道府県知事の認可)
- ・aが、猶予税額を免除することを税務署に申請(定款を添付)

2 移行期間内に持分なし医療法人へ移行しなかった場合

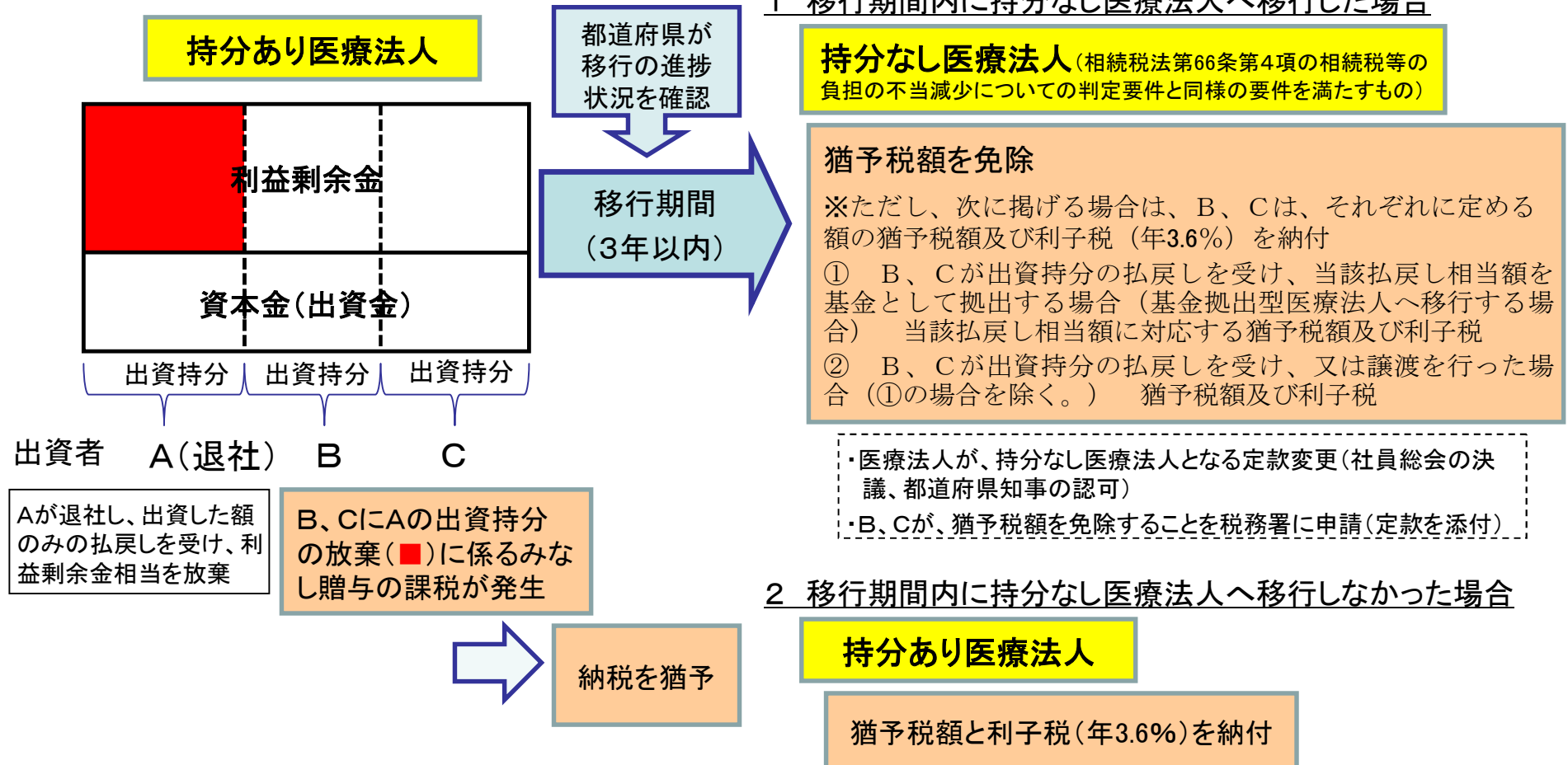
持分あり医療法人

猶予税額と利子税(年3.6%)を納付

- ・医療法人が、「〇年〇月〇日までの持分なし医療法人への移行について検討する」ことを規定する定款変更(社員総会の決議、都道府県知事の認可)。併せて、持分なし医療法人への移行計画(移行の検討体制、担当理事、移行期間、各出資者の出資額・意向、調整スケジュール、移行法人類型見込み等)を作成。
- ・相続人及び出資者が「〇年〇月〇日までの持分なし医療法人への移行について検討すること」「移行期間中は出資持分の払戻し請求及び譲渡を行わないこと」に関する同意書を提出。
- ・aが、出資持分に係る相続税の納税を〇年〇月〇日まで猶予することを税務署に申請(定款、移行計画、同意書を添付)

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置(イメージ②)

持分あり医療法人の出資者(A、B、C)のAが出資持分の一部を放棄した場合(Aが退社し、出資した額のみ払戻しを受け、利益剰余金相当を放棄)



- ・医療法人が、「〇年〇月〇日までの持分なし医療法人への移行について検討する」ことを規定する定款変更(社員総会の決議、都道府県知事の認可)。併せて、持分なし医療法人への移行計画(移行の検討体制、担当理事、移行期間、各出資者の出資額・意向、調整スケジュール、移行法人類型見込み等)を作成。
- ・B、Cが「〇年〇月〇日までの持分なし医療法人への移行について検討すること」「移行期間中は出資持分の払戻し請求及び譲渡を行わないこと」に関する同意書を提出。
- ・B、Cが、みなし贈与の課税の納税を〇年〇月〇日まで猶予することを税務署に申請(定款、移行計画、同意書を添付)。

平成21年度第1回税制調査会(平成21年10月8日)

税制改正要望の見直しについて(留意点)

1. 各府省の税制担当副大臣は、10月30日(金)までに、税制改正要望を見直した上で、提出するものとする。
2. 各府省副大臣による要望事項の見直しに当たっては、その要望が真に必要なかどうかを精査し、できる限り積極的な絞り込みを行うこととする。
3. 減税を要望する場合には、財政規律を維持する観点から、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則(財源なくして減税なし)に基づき、見合い財源案と併せて提出するものとする。
4. 既存の租税特別措置及び非課税等特別措置(以下「租税特別措置等」という。)についても、ゼロベースからの徹底した見直しを行うこととする。その際、特に、
 - ① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - ② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - ③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるかを含めた厳しい視点に立って見直しを行った上で、その成果を税制改正要望に含めて提出するものとする。

税制調査会委員名簿

会長	財務大臣	藤井 裕久○
会長代行	総務大臣	原口 一博○
会長代行	国家戦略担当大臣	菅 直人○
企画委主査	財務副大臣	峰崎 直樹○
企画委主査代理	総務副大臣	渡辺 周 ○
企画委事務局長	財務大臣政務官	古本 伸一郎○
企画委事務局長代理	総務大臣政務官	小川 淳也 ○
財務副大臣	野田 佳彦 ○	
総務副大臣	内藤 正光 ○	
財務大臣政務官	大串 博志 ○	
総務大臣政務官	階 猛 ○	
内閣府副大臣	古川 元久 ○	
内閣府副大臣	大塚 耕平	
内閣府副大臣	大島 敦	
法務副大臣	加藤 公一	
外務副大臣	武正 公一	
文部科学副大臣	中川 正春	
厚生労働副大臣	長浜 博行	
農林水産副大臣	山田 正彦	
経済産業副大臣	増子 輝彦	
国土交通副大臣	馬淵 澄夫	
環境副大臣	田島 一成	
防衛副大臣	榛葉賀津也	
国家公安委員長	中井 洽	
オブザーバー	社会民主党政策審議会長	阿部 知子 ○
オブザーバー	国民新党政務調査会長	下地 幹郎 ○

(注)○は企画委員会のメンバー。

社会医療法人制度の概要

○ 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化(都道府県知事の認定)。



社会医療法人の認定要件

1. 救急医療等の事業に関する要件

【主な要件】

○救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること

○救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数=20%以上、又は、夜間・休日救急車受入件数=年750件以上 ※ 精神科救急医療：年間時間外診療件数=人口1万対2.5件以上
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療を行っていること
周産期医療	ハイリスク分娩加算=年1件以上、かつ、分娩件数=年500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／乳幼児加算初診料算定件数=20%以上

※平成20年度認定の場合は直近1ヶ年、平成21年度認定の場合は直近2ヶ年、平成22年度以降認定の場合は直近3ヶ年の実績が必要

2. 公的な法人運営に関する要件

【主な要件】

○役員等についての同族性が排除されていること

○法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと

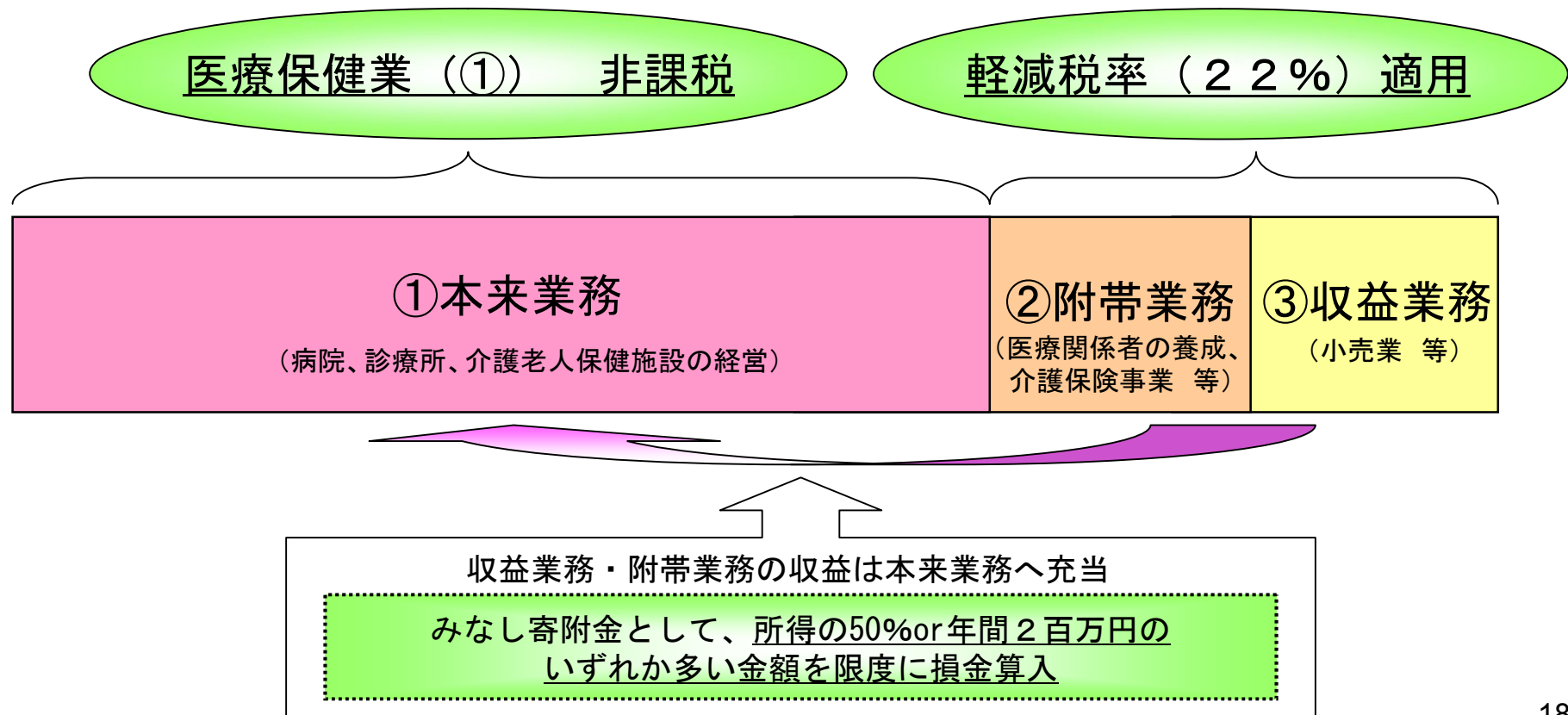
○社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること

○理事等に対する報酬等について、支給の基準を定め、公開していること 等

社会医療法人に係る税制優遇措置〔法人税〕

(平成20年度税制改正)

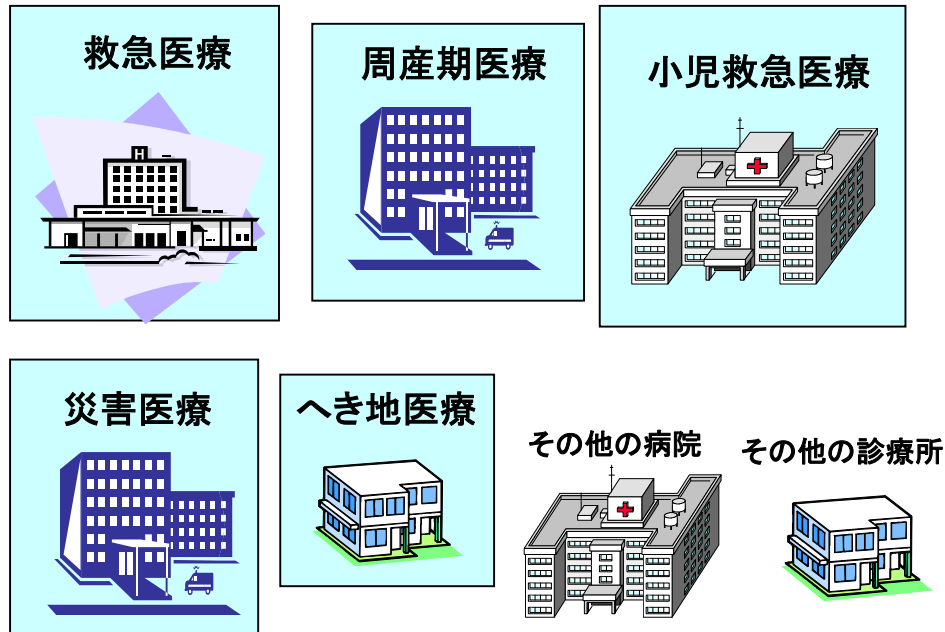
- 社会医療法人の法人税（国税）は、次のように措置されました。
 - ・ 医療保健業（本来業務） → 非課税
 - ・ それ以外の業務 → 22%の軽減税率



社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設
〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕
(平成21年度税制改正)

地域の救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るため、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療)を行う病院及び診療所に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置が創設されました。

社会医療法人



救急医療等確保事業を行う病院及び診療所

【平成21年度改正：病院及び診療所全体を非課税】

救急医療等確保事業を行わない病院及び診療所

【従前どおりの取扱い：課税】

※ 救急医療等確保事業を行っている病院及び診療所については、有料駐車場等を除き、病院及び診療所全体を非課税。救急医療等確保事業を行っていない病院及び診療所は非課税措置の対象とならない。

都道府県別社会医療法人認定状況(平成21年10月1日現在)

	救急	精神救急	災害	へき地	周産期	小児救急	合計
北海道	3	1					4
青森	1						1
岩手							0
宮城							0
秋田	1	1					2
山形							0
福島	1						1
茨城							0
栃木	2						2
群馬	1						1
埼玉							0
千葉							0
東京	2						2
神奈川	1						1
新潟	2						2
富山							0
石川	1						1
福井							0
山梨							0
長野	1						1
岐阜	2						2
静岡							0

○認定都道府県数: 30都道府県
 ○認定法人数: 63法人

	救急	精神救急	災害	へき地	周産期	小児救急	合計
愛知	2			1			3
三重							0
滋賀	1		1			1	3
京都	3						3
大阪	10				1	4	15
兵庫							0
奈良							0
和歌山	1						1
鳥取		2					2
島根	1	2					3
岡山				1			1
広島	4						4
山口							0
徳島							0
香川			1				1
愛媛	1						1
高知							0
福岡	3		1		1	1	6
佐賀	1						1
長崎	1					1	2
熊本							0
大分	2						2
宮崎	1						1
鹿児島	2	1					3
沖縄	3					1	4
大臣所管	2						2
合計	56	7	3	2	2	8	78

※複数の要件で認定されている法人もあるため、認定法人数(63法人)と一致しない。